

遞減償却法の一考察

清水 宗 一

I 序 説

減価償却は設備資産の用役潜在性の消滅に応じて、設備資産の原価を耐用年数の間に配分することである。これは減価償却の第1次的過程である。ところが、減価償却費を期間損益計算に計上することは、その設備資産への投下資本価値を回収して、資本維持を可能にする。そして、このことは、設備資産に拘束されていた資本を解き放して、減価償却留保資金を形成することになる。これは減価償却の第2次的過程である。⁽¹⁾

このような考え方をわれわれに教えるものは、ある特定の学者の減価償却観ではなく、諸学者の種々様々のそれである。

上述のように、減価償却には、第1次的過程である配分側面と第2次過程である財務側面とがあるので、どちらにウエイトがおかれるかという問題がある。また、この問題に関連するのは、遞減償却法が配分側面からみて疑問の余地がないかどうか、換言すれば、それが財務側面に傾くものかどうかの問題である。また、遞減償却法の遞減緩和手続は配分側面からみてどのように評価されるべきかという問題がある。さらに、遞減償却法と結びつけて追求される財務効果はどのように評価されるべきかという問題がある。

この小稿では、これらの問題を総合的に考察することを課題としている。

(1) 拙著『資産会計論・第2版』森山書店、昭61年、221～222ページ。

II 配分機能と財務機能

原価配分もしくは費用配分という事柄と、減価償却留保資金の形成（財源）およびその資金の運用という事柄との関係についての見解は、おおむね次の三つに区分することができるように思われる。

第1の見解は、減価償却をもっぱら原価配分もしくは費用配分と考えて、減価償却の財務機能をほとんど無視しているようにみえるものである。そしてそれは、ケーファーによって「減価償却が設備評価を目的とせず、費用配分を目的とするのは、ドイツ経営経済学文献においてひじょうにしばしば⁽²⁾遭遇する確証である」と述べられているように、多くの減価償却論に共通する一つの傾向であるといえよう。

たとえば、ホフマンによれば、減価償却によって算定される費用は、なるほど秩序ある経済では支払われる価格の形で再流入するが、企業家が損耗せる設備の除去時に新設備を購入するために、流動資金を蓄積するかどうか、あるいは、彼が新商品の購入・設備の拡張・負債償還のような他目的にそれを運用するかどうかは、減価償却となんら関わりのない別の問題であり、売上げた商品または給付の対価である収入でもって企業家が総じて行う一般的な問題の中で分類されるべき資本処理または財務操作の一問題⁽³⁾であるとされる。

第2の見解は、減価償却を原価配分もしくは費用配分として明確に認識したうえで、その財務的機能を認めるものである。そして、この見解にあっても、財務的機能の重視の点で消極・積極の差異がある。

この見解の持主の部類に属するものとしてシュマーレンバッハをあげうるであろう。彼は『動的会計論』では、「われわれは減価償却を費用計算の手

(2) K. Käfer, Fragen der Abschreibung, Unveränderter Nachdruck 1977 der Auflage 1950, 1977, S. 7~8.

(3) A. Hoffmann, Der Gewinn der kaufmännischen Unternehmung, 1929, S. 118.

段として認識した⁽⁴⁾」として、費用要素としての減価償却を重視するが、彼の財務論をみると、拘束された資本から自由な資本への転換の主要な現象形態の一つに「減価償却による、拘束された資本の流動状態への計画的な帰還⁽⁵⁾」を掲げて、次のように言う。「従来拘束された資本が減価償却によって自由化し、かつ同時に流動化するのには、第1に、減価償却額が現実に収益となり、第2に、償却された設備が取替えを必要としないときに限る」と。そして、彼の具体例によると、新発動機の本価が100,000 マルクであり、その耐用年数を20年として定額償却を実施すると、年間5パーセント、すなわち5,000 マルクの減価償却費を計上するから、投資によって拘束された資本のうち、資本流動化を通じて5,000 マルクが入り込んだというのである⁽⁶⁾。

しかしながら、シュマーレンバッハにおいては、減価償却の財務機能の重視の点では消極的であり、減価償却留保資金の運用論を彼の著書から見出すことができない。

第2の見解の持主の部類に属し、シュマーレンバッハよりも積極的に減価償却の財務機能を認めるものに、メロヴィッツがある。彼によると、減価償却には二つの機能があり配分機能と財務機能とがすなわちこれである。償却財の費用は貸借対照表作成のさいには利用の諸計算期間に配分される。さらに、減価償却コストは原価計算においては原価場所および原価負担者に配分される。減価償却の財務機能は費用または原価の適正な配分と同様に重要である。経営は価格の中に償還されて減価償却分を受けとる。資産から減価償却を控除することによって、貸借対照表作成において、稼得された減価償却が利益として明示されて相応する資産が利益課税および利益分配によって経営から取りあげられることが阻止される⁽⁷⁾、と。

(4) E. Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 4. Aufl., 1926, S. 138. 土岐政蔵訳『動的貸借対照表論・上巻』森山書店、昭13年、197ページ。

(5) E. Schmalenbach, *Kapital, Kredit und Zins*, 3. Aufl., 1951, S. 76.

(6) Schmalenbach, a. a. O., S. 16-17.

(7) K. Mellerowicz, *Abschreibungen in Erfolgs- und Kostenrechnung*, 1957, S. 54~55.

しかし、メロヴィッツには、減価償却の財務機能を過度に強調する思考は存在しないように思われる。

第3の見解は、減価償却の機能を原価配分もしくは費用配分にあると見ないで、一面的に財務に見い出すものである。この見解の持主の部類に属すると思われるフォルスター⁽⁸⁾によると、文献上、減価償却は期間費用配分の観点から取り扱われることが多く、減価償却の他の重要な領域である資本流動化の領域は詳細にかつ広範に研究されることが少ない。大多数の著者は減価償却によって企業に流動資金が留保されるというふうな簡単な言及をするにすぎないという。そして、彼は減価償却によって資本が流動化し、かつ、一時的にか継続的にか自由化し、それによって他の財務任務に利用されうることを詳説している⁽⁹⁾。しかし、彼は減価償却の財務的機能を重視しすぎる傾向があるように思われる。このことは、同時期の他の学者の場合と同様に、企業の内部財務への依存度の高い経済的環境の下で減価償却の財務機能が強調されたということを意味するものといえる。

上述のことに関連して付言しておきたいことは、減価償却以外の手続、たとえば、棚卸資産原価の費用化においては、減価償却留保資金の形成に相当する過程がないのであろうかということ、これである。棚卸資産も設備資産と同じように更新されなければならない。このことを、シュマーレンバッハは、「経営の在庫品は、経営の継続を保証するために再三再四、更新を必要とする⁽¹⁰⁾」という。ところが、棚卸資産においては、消耗が早く、設備のように多くの年月を経て消耗するという事情がない。しかも、消耗と同時に補充調達が行われる。それゆえ、拘束資本が自由化し、自由化せる資本が取替・補充のために必要になるまでの間、他目的のために運用されるという現象は、通常の棚卸資産には存在しない。ただし、拘束された取引財貨の自由な

(8) Karl-Heinz Forster, Finanzierung durch Abschreibungen nach den Ergebnissen von D-Markbilanzen, 1953, S. 3~4.

(9) Forster, a. a. O., S. 13 ff.

(10) Schmalenbach, Kapital, Kredit und Zins, S. 118.

取引財貨への転換は、シュマーレンバッハによると、拘束資本から自由資本への転換になり、資金の自由化が生ずる。⁽¹¹⁾

III 減価償却の機能からみた遞減償却

以上みてきたような考え方と関連して、減価償却計算方法はどのような意味において問題があるのでしょうか。

均等償却法、遞減償却法および遞増償却法は、たしかに設備資産の取得原価を耐用年数に配分するという共通点をもっており、それゆえ、それらを配分方法として理解することは誤りではない。しかし、遞減償却法を均等償却法である定額法と比較すると、遞減償却法は配分機能の点で問題がある。換言すると、遞減償却法は前項において述べた第2の見解と明確にかかわり合っており、時には第3の見解ともかかわり合っているように思われる。

遞減償却法は当初は実践上愛好されたのとは対照的に、大部分の貸借対照表論者によって反対されたと言われている。そういう状況の中で、シュマーレンバッハと彼の後継者はこの方法の理論的根拠を示し、この方法の適合するケースを明確にしたのである。⁽¹²⁾ いまこれを彼の説明に聞けば、「遞減償却法を必要とする財に属するものは、それを必要とする度合にかかわらず漸次の摩滅損耗を免がれないような、また、他の諸原因による有用性の漸減が予期されるようなすべての財である。大部分の設備財はこれに属し、これらのすべての設備財においてはその有用性はその財が新しいときに、よりいっそう大きいのがつねである」という考え方をとっている。⁽¹³⁾ 有用性の漸減が予期されるとおりに進行するときには、遞減償却法は他の方法よりも実際の価値減少に相応するものである。それゆえ、このようなときには遞減償却法は

(11) Schmalenbach, a. a. O., S. 76.

(12) H. Brommels, Die eigentliche Abschreibung in der Dynamischen Bilanz, 1928, S. 101.

(13) Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 4. Aufl., S. 141. 前掲訳書, 203~203ページ。

よく配分機能を遂行している。しかし、技術革新時代と言われる現代以前の時代においても、有用性の漸減は不確かである。つまり、不確かであることを知りながら、有用性の漸減を仮定して遞減償却法が採用されるのがつねである。それゆえ、ホフマンもこの方法を慎重の原則(Prinzip der Vorsicht)⁽¹⁴⁾にかなう一つの減価償却方法としたのであろう。

しかしながら、遞減償却法は節税目的のために、あるいは資金需要充足目的のために乱用されることがある。それはあたかも棚卸資産会計の領域で後入先出法が乱用される現象に似ていると言える。だが、この傾向は、設備資産原価を配分するという減価償却の機能を第2次的な地位に追いやり、財務機能に依存せしめることであり、換言すれば、資金需要充足のために、期間利益測定のための減価償却費測定を犠牲にすることである。

それにしても、上記のことに関連して触れておきたいことは、年々未償却残高にある一定率を乗じる方法が、原価配分と費用負担の見地からは、過度に強い漸減的償却パターンを招来するという理由で、弁護の余地がないものであろうかということである。

企業が創立して間もない頃にはすべての設備資産が新しいので、遞減償却法の採用は、比較的初期の期間に重い償却割合を負担させることは明白である。しかし、創立後相当の年数が経過して、古い設備・中古の設備・新品が平均的に混在する場合には、償却されるべき設備の全体をみると、均衡が得られることがある。なぜなら、設備によって取得時点が異なり、また、償却割合の軽いものと重いものが混在するからである。こうして、遞減償却法の採用の場合においても費用配分の結果が著しく不合理にならないことがありうる。このことに関連してブロムメルズは「遞減償却法が時とともに見積りの誤りを相殺しようという高く評価されるべき性質を持つ⁽¹⁵⁾ということが、時の経過のうちに増設の処理において明らかになるだろう」と述べ、また、メレロヴィッツも遞減償却法採用のさいの初年度の控除の異常に高きこ

(14) Hoffmann, a. a. O., S. 144.

(15) Brommels, a. a. O., S. 103.

と、またそれに伴ってその利益縮少効果も「異常に高きことに論及した個所で、「よりいっそう広範な投資の場合には、まもなくある散布とそれに伴う平均化が生じるだろうことはもちろんである」⁽¹⁶⁾と述べている。

しかし、このような平均化の効果は、遞減償却法の固有の問題点を克服するものではない。なぜなら、平均化による過度な遞減傾向の緩和は、上述のような条件のもとで行われるものであり、それは棚卸資産会計における両極端である先入先出法や後入先出法と比べたさいの平均法とは異なるからである。当面のこの平均化の効果には限界があるのである。

ところで、正確な費用計算を第2次の立場に追いやり、金融機能に依存させるという傾向は、遞減償却法のみに限られるのではないであろう。われわれは、研究開発費の即時費用計上法にその例を見る。即時費用計上法とは、研究開発費の支出を行ったとき、それを支出年度の費用とする方法である。研究開発費は繰延資産に計上して、費用配分を行うべき性格のものであるにもかかわらず、これを支出年度の費用に計上することは、遞減償却法あるいは、遞減償却法の極端なケースとも考えられる特別償却に似ている。すなわち、即時費用計上法は秘密自己金融に途を開く。だがそれは、市場状態が良好であって旧製品の販売価格が市場において実現するというを前提している。換言すれば、即時費用計上法は、支出年度に計上される費用負担にたえるに足りるほど売上収益が多大であることを前提として、財務効果のため⁽¹⁷⁾に正確な期間費用計算を犠牲にするものである。

IV 生産能力拡大効果

減価償却による財務機能の遂行が意識されるとき、早期に多大な減価償却留保資金を形成する減価償却計算方法が採用されることが多い。ここでは減価償却留保資金の運用のすべてに論及することを意図していない。減価償却

(16) Mellerowicz, a. a. O., S. 92.

(17) 拙稿「研究開発費の諸問題」『産業セミナー1983』関西大学経済政治研究所所収、昭58年、177ページ以下参照。

留保資金の運用の一つの方法として、減価償却留保資金による生産能力拡大があり、これと遞減償却法とが結びつけて論ぜられることが多い。たとえばティースは短期信用資本によって設備投資を行い、その減価償却留保資金をもって拡張を行う現象を説明するさい、均等償却法よりも遞減償却法のほうが金融効果の多大であることを説いている⁽¹⁸⁾。

ここでは生産能力拡大効果の内容には立ち入らない。その効果についてヴァルター・シュピールが論評を加えているところをとり上げる。彼の論旨を要約すると、次のとおりである⁽¹⁹⁾。

(1)生産能力拡大効果の欠点の一つは、その効果にとって必要な期間であり、多くの反対論拠はそれに関連する。その理論はこの期間の間（たとえば15年）販売価格および購入価格において何ら変化がないということを前提とする。当然、インフレーションは生産能力拡大効果に対する反対論拠である。なぜなら、同一の機械がその期間中に当初より高くつくときに、どのようにして減価償却による留保収益でもってその機械を再調達するのか。

(2)陳腐化の危険は技術的・経済的關係にある。たとえば10年後になお同一の機械があるとして、それは一般になお競争に耐えるものであるか。航空機会社の場合には、技術革新のために各新機種が旧機種の数倍のコストがかかるという理由で、減価償却による再調達が困難になることは周知のことである。

(3)生産能力の変動は当然有力な反対論拠である。ところが、市場が一般に相場圧迫なしに過剰生産を吸収するかどうかの問題は不適當な問題提起と考えられている。なぜなら、生産能力拡大効果はその性質からみて経済成長の趨勢とそれに相応する市場環境を前提とするからである。

(4)生産能力拡大効果には、それが各生産能力拡大のさいに必然的に生ずる二つの問題を無視しているという難点がある。すなわち、第1は、経営がいやしくとも正確に場所的に、土地・建築規定等の関係で拡大されうるかどうか

(18) E. Thiess, kurz- und mittelfristige Finanzierung, 1958, S. 44.

(19) G. Walterspiel, Betriebswachstum aus Abschreibungen? 1977, S. 33~34.

かの問題であり、第2は、それが拡大に随伴することのある付加的費用を見落としているという問題である。たとえば、当初10台の機械が位置していた同じ工場に23台の機械を据え付けること、また、そのさい多大の付加的費用を避けることはほとんど不可能である。

(5)生産能力拡大効果に対して、なるほど期間生産能力が増大するけれども、全生産能力はこの効果を利用しないモデルの場合と同様に不変のままであるという異論が唱えられる。

このようにヴァルターシュピールは生産能力拡大効果の反対論拠を列挙しているが、彼によると、(1)から(4)までに要約した見地は、なるほど全体として生産能力拡大効果の反対論拠となるが、しかしそれらがその効果の作用を多かれ少なかれ制限するに適している限りにおいて量的性質のものである。それゆえにそれらは現存の事情によっては生産能力の度合を理論上期待されるようには達成しないことがあることを表明するけれども、生産能力拡大効果それ自体に反対するものではない⁽²⁰⁾という。

しかし、彼は、(5)の論拠が生産能力拡大効果の意義に原則として疑問をさしはさんでいるから、その性質上根本的であるという見解に立って、「生産能力増大が短期的にのみ有効であるけれども長期的には無効であるならば、生産能力拡大効果およびそれに関して試みられる考慮に意味があるか⁽²⁰⁾」と指摘している。

ここにとり上げた生産能力拡大効果に対するヴァルターシュピールの論評は目新しいものではない。むしろ多くの論者によって説かれている論旨を要約している観がある。生産能力拡大効果は企業が金融市場および資本市場で必要資金を調達することが困難であって、減価償却に金融手段としての機能をもたせる必要性の強い背景のもとで関心もたれたのであった。遞減償却法によって早期の資本流動化が招来されるさい、遞減償却法の財務効果が意識されていることは確かであるが、減価償却資金の利用は企業のおかれてい

(20) Walterspiel, a. a. O., S. 35.

る環境あるいは企業の内部事情に左右されるものである。生産能力拡大効果にも限界があり、その実際上の意義が少ないとすれば、そういう前向きの資金需要の予定に牽引されての遞減償却法の採用は、期間利益測定を歪めるという理由で疑問の余地が多い。

V 遞減緩和について

ここで取り扱おうとするのは、遞減償却法の遞減度の緩和の方法である。遞減償却法の採用のさいの減価償却費の遞減度が多大であると、費用計算の手段である減価償却法の意義が薄弱となってしまうので、これを防止するために遞減緩和の方法が早くから主張されてきた。

遞減緩和については、数種の方法がある。第1のものは、遞減償却法と均等償却法とを結合させる方法である。第2のものは、償却の対象となる設備財の原価に、償却を必要としない財の金額もしくは架空の金額を加えて遞減償却法によって償却する方法である。第3のものは、多額の残価によってもしくは長期の償却期間によって計算する方法である⁽²¹⁾。

以下のところで、これらの各方法がよくその意図するところを達成しているかどうかを考えることにする。

第1の方法については、シュマーレンバッハが文献に依拠して、減価償却を二つの部分に、すなわち一定の均等的な率と幾何学的遞減の形態での付加減価償却とに分けることによって、その償却を混合した方法に換えることができる⁽²²⁾としていた。彼によれば、レヴィン(Lewin)が幾何学的遞減償却法と均等償却法との平均を採用することを推奨しているし、また、ボレム(Borrem)が減価償却の対象である価額を分割し、たとえば10,000マルクの取得原価、10年の耐用年数および500マルクの残価をもつ財が減価償却されると、8,000

(21) H. Twiehaus, Die Bewertung und Abschreibung von Gegenständen des beweglichen Anlagevermögens, 1931, S. 43.

(22) Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 4. Aufl., S. 145. 前掲訳書, 209ページ。

マルクには幾何学的遞減的に、また2,000マルクには均等的に減価償却することを提言している⁽²²⁾という。

この第1の方法はその計算手続が簡便であり、遞減度の緩和という目的にとって有用であると言えるかもしれない。しかし、この方法は費用配分の見地からは疑問の余地がある。ブロムメルズは均等償却法と遞減償却法とが別々に保持されるべきであるとの考えから出立し、二つの計算方法が互いに混合されるときには、追求した有利さは非経済的に算定せる誤まった費用配分になり、そうした費用配分はときおり経営にとって大きな弊害を引きおこすことがある⁽²³⁾という考え方をとっている。この考え方は正当だと思ふ。

次に、第2の方法に、建物のような補充増加の多くない設備財に、減価償却を必要としない土地を付加する方法がある。シュマーレンバッハ⁽²⁴⁾によると100,000マルクの金額の建物の減価償却においてその金額に50,000マルクの土地価額を付加し、いっそう低率で、50年間に60,000マルクを限度として減価償却を行うと、付加しないときの4・5パーセントに比べ付加したときの1・816パーセントの差違が生じ、遞減度が緩和されるという。

シュマーレンバッハはこの方法の有用性を認めているが、この方法は計算上不正確がともなう点に欠点があるように思う。

ところで、第2の方法の変形として、帳簿残価に架空の金額を付加することによって任意の遞減償却経過を引きおこす方法がある。これはシュマーレンバッハがファンアウベル⁽²⁵⁾(P. van Aubel)に依拠して説くもので、ときどきの帳簿残価に、合算される「書き加え」額の定数を加えて償却を行う方法である。取得原価が1,000マルクの額になり、n年後の残価が零であると仮定すると、その遞減の緩和のためには、1,500マルクの額の開始価額に10

(23) Brommels, a. a. O., S. 103.

(24) Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 4. Aufl., S. 145~147. 前掲訳書, 210~212ページ。

(25) Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 12. Aufl., 1956, S. 113~114. 『十一版・動的貸借対照表論』森山書店, 昭31年, 119~120ページ。

パーセント幾何学的遞減的に減価償却を行い、 n 年後の500マルクにいたるまで償却を行うべきである。そのときは、第1年度減価償却費は $(1,000 + 500)$ マルクの10パーセントに相当する150マルク、第2年度減価償却費は $(850 + 500)$ マルクの10パーセントに相当する135マルク、第3年度減価償却費は $(715 + 500)$ マルクの10パーセントに相当する121・50マルクの額になる。以下これと同じで、 n 年度減価償却費は $(55.56 + 500)$ マルクの10パーセントに相当する55.56マルクの額になる。⁽²⁵⁾

この方法は減価償却を必要としない財を加える方法と同様に、計算上の不正確をとまなう欠点を免がれることができない。

さて、第1の方法、遞減償却法と均等償却法とを結合させる方法に属するものであるが、設備資産の金額を分割して、両方を採用する先述した方法とは異なり、最後の3年間に均等償却法を、それ以前に遞減償却法を採用することによって遞減度の緩和を計る方法がある。メロヴィッツが実践可能な方法として説明しているものが、これである。彼の説明の骨子は次のとおりである。⁽²⁶⁾

弁護されるべき提案は、ドイツ工業の連邦同盟によって提出された一つの実際的な提案である。この提案では、償却率が年によって等級分けされて、33.33パーセント（3年の耐用期間における直線法的減価償却）と、28.31パーセント（10年の耐用期間における税務遞減償却率）との間に決められる。しかし、最後の3年間は、遞減的減価償却が直線法的減価償却に変更されるので、この場合に減価償却曲線における一つの折れ目が生ずる。⁽²⁶⁾

参考までに、メロヴィッツの掲げている表をつぎに示しておく。

ここに紹介した方法は、設備資産の新しい時期に遞減的に償却を行い、古くなっていく時期に定額償却を行うという特色をもつ。それゆえ、早期償却を計りつつ遞減度を緩和する便利な方法であると言えるだろう。それにしても、よりいっそう比較的無難な方法であって、遞減緩和の目的にかなうもの

(26) Mellerowicz, a. a. O., S. 96.

年		4	5	6	7	8	9	10
償却率, 簿価 に対する百分率		32.5	31.8	31.1	30.4	29.7	29.0	28.3
年	耐用年数	4	5	6	7	8	9	
1	取得原価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	償却	32.5	31.8	31.1	30.4	29.7	29.0	
2	簿価(年初)	67.5	68.2	68.9	69.6	70.3	71.0	
	償却	22.5	21.7	21.5	21.0	21.0	20.5	
3	簿減	45.0	46.5	47.4	48.6	49.3	50.5	
	簿減	22.5	15.5	14.1	14.7	14.8	14.6	
4	簿減	22.5	31.0	32.7	33.9	34.5	35.9	
	簿減	22.5	15.5	10.9	10.2	10.4	10.4	
5	簿減	0	15.5	21.8	23.7	24.1	25.5	
	簿減		15.5	10.9	7.9	7.6	7.4	
6	簿減		0	10.9	15.8	16.5	18.1	
	簿減			10.9	7.9	5.5	5.2	
7	簿減			0	7.9	11.0	12.9	
	簿減				7.9	5.5	4.3	
8	簿減				0	5.5	8.6	
	簿減					5.5	4.3	
9	簿減					0	4.3	
	簿減						4.3	
10	簿減						0	

(Mellerowicz, Abschreibungen in Erfolgs-und Kostenrechnung, S. 97から)

に、級数法 (Jahressummenabschreibung) がある。

さて、遞減緩和の第3の方法である、償却期間をひき延ばす方法は、技術的には可能であっても、非現実的であるように思う。償却期間を長くすることとは、遞減償却法が目ざす早期により多く償却するという趣旨にそわないからである。また、残価を多額にすることも便宜的にすぎるように思う。

IV 結 論

以上のようにして、会計と財務との交錯する一局面である遞減償却法を考察してきたので、その要点を示して結びとすることにしよう。

設備資産の用役消滅に応じて、設備資産の取得原価を耐用年数の間に配分

することが減価償却の第1次的過程である以上、配分は減価償却の主要な機能である。設備資産の有用性の漸減が予期されるとおりに進行するとき採用される遞減償却法は十分に配分機能を果たしている。しかし、遞減償却法が乱用されるときには、配分機能は財務機能に従属することになり、期間利益測定目的のための減価償却費測定が資金需要に依存せしめられることになる。そして、このことは、財務原則とも言うべき保守主義原則にはかなうが、会計の真実性原則に背反する結果になりかねない。

減価償却留保資金の運用の一つの方法としての生産能力拡大と遞減償却法とが結びつけて論ぜられることがあるので、ヴァルターシュピールの説を紹介することを通じて拡大効果に限界があることを指摘した。そして、生産能力拡大効果の実際上の意義が少ないとすれば、そういう前向きの資金需要を予じめ予定した上での遞減償却法の採用は、配分機能を弱化させるという理由で疑問である。

遞減償却法に対する遞減緩和手続として諸学者によって主張された諸方法は、遞減度を緩和する便宜性をもつのであるが、不正確な費用配分計算を招来する欠点をもつ。